

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 2 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 6 月 27 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（2 名）

羽山主査、三枝主査

説明者（2 名）

ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長

<開会>

【部会長】

平成26年度第2回外部評価委員会第1部会を開会します。

本日は、前回に引き続き経常事業の外部評価に係るヒアリングを行います。

対象となる事業は、ごみ減量リサイクル課の所管する経常事業411「有料ごみ処理券の交付等」及び経常事業415「リサイクル活動センターの管理運営」並びに新宿清掃事務所の所管する408「ごみの発生抑制に向けた普及啓発」、経常事業409「一般廃棄物の収集運搬業務」及び経常事業414「新宿中継所の管理運営」の計5事業です。

始めに、ごみ減量リサイクル課の所管する2事業についてヒアリングを行います。

ごみ減量リサイクル課長、よろしくお願いいたします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願いいたします。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に、本会の趣旨とヒアリングの進行方法についてご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

平成24年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度で3年目となります。外部評価委員会では、今年度内部評価を実施する経常事業のうち、「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から57事業を抽出して評価します。外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、質問を行う形で進めます。質問が終了しなかった場合などは、文書による質問をする場合もあります。

説明は以上です。続いてヒアリングに入ります。

まず経常事業411「有料ごみ処理券の交付等」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

初めに、本事業の体系についてご説明します。

「まちづくりの基本目標」の一つに、Ⅳ「持続可能な都市と環境を創造するまち」があります。これを実現するための個別目標の一つに、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、①「資源循環型社会の構築」があります。本事業は、この基本施策の下に、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、収集、運搬及び処理を行うことで、リサイクルの推進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、また、法令等に基づく事業系一般廃棄物処理手数料を効果的・効率的に徴収するために展開している事業です。

体系については以上です。

次に、事業の概要についてご説明します。

区が収集する廃棄物処理手数料の適正な徴収のため、有料ごみ処理券及び事業系ごみ処理券を印刷し、公募店やコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）などに委託契約をして販売します。

事業系の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者がその責任において適正に処理しなければならないとされています。また、家庭ごみについては、大体10キロ程度までの通常の排出については、区が無料で収集しています。10キロ以上を排出する場合には、臨時ごみとして有料になります。その際には、有料ごみ処理券を貼って、ごみを出す決まりになっています。

ごみ処理券は、清掃センター、特別出張所、ごみ減量リサイクル課の窓口のほか、区が公募した一般の商店やコンビニ等と委託販売契約を結んで販売しています。コンビニについては、券の配送や保管業務を取り次ぐ会社（以下「ベンダー」という。）に配送を委託しています。

事業系廃棄物の収集については、原則として、一般廃棄物処理業の許可を受けている専門の収集業者に委託をしています。ただし、小規模事業者で1日の排出量が50キロ以下の事業者に限って、区が有料で収集しています。

粗大ごみについては、一般家庭のみ、区が有料で回収します。事業者については、自ら廃棄物処理業者に委託することになります。金額は品物により異なります。ごみを出す際には、ごみ

処理券を貼る必要があります。

ごみ処理券は、23区共通の仕様で作成と配送を管理しています。コンビニやベンダーとの契約条件の交渉なども、23区で統一的去行い、効率化に努めています。

事業の目標・指標としては、有料ごみ処理券取扱店数、すなわちごみ処理券を取り扱うコンビニ、商店及び区施設の数、平成25年度末現在の454か所のまま維持することを目指しています。有料ごみ処理券取扱店は、7割近くをコンビニが占めているため、日々かなり変動します。このことは、販売点数の実績が、平成24年度は440か所、平成25年度は476か所、平成25年度は454か所と増減していること、その増減の内訳の大部分がコンビニであることから分かります。なお、事業者としては、既にコンビニ大手8社が取り扱っていることから、ごみ処理券購入者の利便性を十分満たしていると考えています。

事業経費については、全て特定財源である廃棄物処理手数料、すなわち、有料ごみ処理券等の売上げにより賄われています。なお、平成25年度の事業経費が、対前年比で628万1,000円、19.58%の増になっています。これは、昨年10月に行われた有料ごみ処理手数料改定による、事業系ごみ処理券の金額、デザイン等を変えた新券の印刷、新券の初期配送に係る経費、旧券の回収、手数料改定の周知に係る経費などによるものです。

事業の概要については以上です。

次に、評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、区の収入となる手数料を徴収するための事業なので、廃棄物の排出者が負担する手数料の徴収を区が実施することは「適切」です。

「手段の妥当性」については、ごみ処理券を、区内のコンビニエンスストア、公募店、区の施設等で販売することで、区民等が購入するための利便性が確保されており「適切」です。

「効果的・効率的」については、ごみ処理券を23区が共通の仕様で作成していることなどから「適切」です。

「総合評価」については、以上から、ごみ処理券の経費を徴収する事業として、利便性、効率性などが確保されており「適切」と評価しました。

「事業の方向性」は「継続」です。事業者に対する受益者負担の適正化と、ごみの適正な排出を促し、環境への負荷を低減するためにも不可欠な事業です。

「改革・改善の内容」としては、ごみ処理券の周知に努め、手数料の適切な徴収に努めていきます。

「受益者負担」については、対象事業者から手数料を徴収しています。

「協働」としては、手数料を徴収する事業のため対象とはなりません、23区で連携し、効率化に努めています。

予算事業の「分析」としては、粗大ごみの回収量が増加傾向にあります。また、事業系のごみについて、現在、清掃事務所では引取りを廃止したため、四谷、高田馬場等で毎日収集していた可燃ごみを、週2日程度に減らすことで、事業者が自ら専門の許可業者と契約することが促されたため、事業系のごみの収集量が減っています。

経費については、消費税による増分があるものの、ごみ量も減少しているため、「横ばい」と予測しています。

「必要性」については、環境保全、公衆衛生の向上のために不可欠ではありますが、一方でリデュース・リユース・リサイクル（以下「3R」という。）を推進し、ごみ量減少に取り組んでいく必要があります。

分析結果は事業の方向性と同様「継続」となります。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、何かご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

ごみ処理券を取り扱っている公募店には、コンビニのほかにもどのようなところがあるのでしょうか。

【説明者】

一般の商店やスーパー、酒屋など、区に取扱いを応募した店舗になります。

【委員】

ごみ処理券を取り扱っていることは、例えばマークなどにより、一般の方が分かるようになっているのでしょうか。

【説明者】

ポスター、のぼり旗、ステッカー、シールなどで分かるようになっています。

のぼり旗については、料金改定の際にだけ使用しており、主としてはステッカーを店舗等の入口に貼っていただき、区民の方に分かるようにしています。

【委員】

どこで購入したごみ処理券なのか、分かるようにはなっているのでしょうか。

【説明者】

ごみについては、収集した後、直接清掃工場に行って焼却するため、回収して確認ができるようにはしていません。

【委員】

以前、大量の粗大ごみを出したことがあるのですが、その際、ごみ処理券を置いていなかったり、在庫が少なかったりするコンビニがあり、2、3軒を回って購入しました。そういったコントロールはどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

品切れなどがないように、きちんと在庫管理をして発注するよう指導はしています。また、コンビニの側も、いわゆるPOSシステムというものにより、在庫量を各店で把握し、在庫が少なくなると、店舗ごとにコンビニ本部に発注する仕組みになっています。発注を受けると、コンビニ本部がベンダーに連絡し、ベンダーが印刷会社からごみ処理券を店舗に配送する形に

なっています。在庫切れが発生しないよう取り組んではいるのですが、そのようなことがあるのなら、今後もコンビニの事業者を指導していく必要があると考えています。

【委員】

印刷についてもコンビニがやっているのでしょうか。であれば区の関与は少ないように思いますが、職員の方はどのようなことをしているのでしょうか。

【説明者】

区が契約している印刷会社が23区で共通のごみ処理券を印刷しています。その印刷会社に、コンビニが発注をしている形です。

区職員は、ごみ処理券の販売、販売量の管理、コンビニ等からの売上げの徴収、コンビニ等への指導、印刷の計画に関わること、周知に関すること、ごみに関する相談業務等を行っています。また、前年度のように料金改定があった場合は、それに係る事務も発生します。担当する職員が、平成23年度及び平成24年度は常勤職員と非常勤職員合わせて1.45人だったものが、平成25年度は常勤職員のみで2.08人となったのはこのためです。

【委員】

手数料に係るお金の流れはどのようになっているのでしょうか。例えば、一般の区民がコンビニでごみ処理券を買った場合、そのお金はどのような流れで区に入ってくるのでしょうか。

【説明者】

まず、コンビニにごみ処理券の販売代金が入ります。コンビニは、販売代金から契約により定められた手数料を除いた分を、月締めで区に報告し、支払います。区は、入ってきた代金を区の予算に入れます。

【委員】

この人数は仕事量の総計だと思いますが、専任している職員はいないという理解で良いでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

区民からの相談や苦情には、どのようなものが多いのでしょうか。

【説明者】

いろいろありますが、例えば「券を貼らないで出している事業者がある。」「販売店が近くにない。」「もう少し早く粗大ごみの引取りに来てほしい。」といったご相談を受けています。

【委員】

苦情処理というのは、来た苦情に対応するだけでなく、同様の苦情を受けないよう次につなげることが重要だと思います。

それから、事業の周知についてはどのように行っているのでしょうか。

【説明者】

区報等のほか、今回の料金改定に当たってはパンフレットを作成しました。

【部会長】

事業の目標について、現状を維持というのは目標としてはどうなのかという印象を受けます。例えばごみ処理券の販売枚数などにはできないのでしょうか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課という課名のとおり、我々の目的にはごみの減量やリサイクルもありますので、ごみ処理券の販売枚数を増やすことを目標とするのは難しいです。

今回設定した指標については、区民の利便性が減ることのないよう、例えばコンビニがどんどん減ってしまう場合には、ほかの手段を考えなくてはいけない、そういった側面があるものとお考えいただければと思います。

【部会長】

ご説明をお伺いする限りでは、事業の目標があまり的確ではないという感想です。ごみ減量とリンクするような何らかの目標を考えていただきたいと思います。

【委員】

そうですね。

多くの方が粗大ごみの取扱いについて理解するようになった一方で、粗大ごみの投棄もいまだに見受けられます。粗大ごみの処理に対する啓発、ごみの発生抑制等について、この事業でも取り組めることがないか、工夫してほしいと思います。

【委員】

そのような事業は、また別にあるのでは。

【説明者】

はい。

例えば、ごみ発生抑制としては、後ほど説明しますリサイクル活動センターの運営等の事業で行っています。本事業については、法令に基づく料金の徴収が主な目的になっていますので、この事業をもってというのは難しいかもしれません。ただ、この事業で入る約4億円のごみ処理に係る手数料を、ごみ処理経費に充てています。

【委員】

公募店やコンビニへの働き掛けなどはできると思います。そのような取組は行っているのでしょうか。

【説明者】

区は、定期的に立入りによる状況の確認等を行っていますので、その際に店長さんといろいろなお話はしています。

【委員】

そういった機会の一層の活用を期待します。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業411については以上とします。

続いて、経常事業415「リサイクル活動センターの管理運営」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系としては、先ほどの事業と同様、基本施策「① 資源循環型社会の構築」の下に位置付けられています。

リサイクル活動センターは、資源循環型社会の構築を目指して、「ごみ半減、リサイクル倍増」のチャレンジ目標の達成に向け、区の3R活動や区民、事業者のごみ減量及びリサイクルの拠点となる施設です。指定管理者による管理運営を行っており、不要品再利用事業やリサイクルに関する情報発信などを区民との連携により実施しています。新宿リサイクル活動センター（以下「新宿センター」という。）と西早稲田リサイクル活動センター（以下「西早稲田センター」という。）の2施設があります。新宿センターは、昨年の11月1日、建て替えによりリニューアルオープンしました。不要品再利用事業、フリーマーケット、リサイクル講座等を行っています。西早稲田センターは、平成22年に開設しました。リサイクル講座、フリーマーケット、家具のリユース事業等を行っています。

事業の目標・指標として「リサイクル関連講座の実施」及び「フリーマーケットの充実」を掲げています。「リサイクル関連講座の実施」は、3Rについて楽しく学べる機会を提供するため、区内全域で実施する3Rの実践へつなげるための講座を、平成25年度末の41講座から平成29年度末までに60講座にすることを目標としています。「フリーマーケットの充実」は、リサイクル活動センターで実施するフリーマーケットの年間参加団体数を、平成25年度末の629団体から、950団体にすることを目標としています。

事業経費の財源としては、ほとんどが一般財源です。平成24年度の事業経費の減は、維持修繕工事費の減によるものです。平成25年度に大きく増となっているのは、11月から新宿リサイクル活動センターが開設したことによるものです。

次に、事業評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、資源循環型社会の構築は、区の責務であり、リサイクル活動センターを核として、区民や地域団体が3Rの意識を広めていくことで、ごみ減量リサイクル率の増加になるため「適切」と評価しました。

「効果的・効率的」については、施設の管理運営について、指定管理者制度を活用していること、事業について、指定管理者が効率的に行っていること、事業運営について、各講座を地域のリサイクル活動団体に委託することで、ボランティアにより運営され、少ない経費で開催できていることなどから効率的です。また、リサイクル活動団体の持つノウハウをいかすとともに、活動団体の活性化にもつながっており、効果的です。

「目的又は実績の評価」については、3Rの普及啓発のため、誰もが気軽に取り組める3R等に関する講座等を実施していること、不要品再利用事業の充実やフリーマーケットの実施などを積極的に行っていることから「適切」と評価しました。

「今後の方向性」は「継続」です。

「改革・改善の内容」としては、環境施策の活動拠点である環境学習情報センターとの効果的な連携に向けて検討していきます。また、講座受講者が地域の3R推進のリーダー的存在になるよう、講座についても検討していきたいと考えています。さらに、3Rの活動拠点として、3R関連講座、フリーマーケットの開催や、区民からお持ちいただいた不要品を再販売する店舗である「もいちど倶楽部」のPRを強化するなど、積極的に展開することで、3R活動の普及啓発の推進と利用者の増加を図ります。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

3Rについて、乾電池、瓶、缶等の回収は随分進んでいるようですが、一方で、対象外となるものが結構多い印象があります。もっと対象品目を増やすことはできないのでしょうか。

【説明者】

例えば、去年の11月から、使用済み小型家電を対象にするなど、区としても取り組んでいますが、今後もいろいろと研究はしていかなければと思います。ただ、一方で、回収については生産者責任等もある程度追求していかなければいけません。また、リサイクル活動センターは、回収事業の実施より、啓発が主になっているところもあるので、回収する品目についても、例えば家庭の使用済みの油など、啓発として有用なものや、事業者等が回収しにくいものを優先的に対象としています。事業者が行うべきものと、区が行うべきもののバランスが難しいところではあります。

【委員】

事業者側の責務というのも理解はできますが、区民からすると、どのような品目についてはどこに持っていけば良いのか分からないというのが実態だと思います。

【説明者】

いわゆる拡大生産者責任という、例えば自転車のバッテリーを生産者ではなく販売店が引き取るようなシステムもあります。また、23区でも事業者のリサイクルの責任を明確にするよう働き掛けています。

【委員】

西早稲田リサイクル活動センターについて、場所が非常に分かりにくいので、もっと分かりやすい標識や看板などを付けてほしいと思います。

【説明者】

貴重なご意見ありがとうございます。

【委員】

高田馬場と西早稲田ということで、比較的立地が近いように思うのですが、ほかの地域についても、例えば出張所などで3Rの取組などは行われているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、3Rに関する施設の立地は、高田馬場及び西早稲田のリサイクル活動センター並びに西新宿の環境学習情報センターということで、四谷などにお住まいの方から「ちょっと遠いのではないか。」といったご意見を承ることもあります。新たな施設の確保等は難しいところもありますので、区内全域の利便性を図るため、今後研究する必要があると思います。

【委員】

なぜ高田馬場にある施設が「新宿リサイクル活動センター」なのでしょう。高田馬場リサイクル活動センター」とした方が、誤解を生まないように思いました。

【部会長】

目標・指標にあるフリーマーケットの年間参加団体数というのは、どのように把握しているのでしょうか。

【説明者】

各リサイクル活動センターで開かれるフリーマーケットに出店する際には、各センターに登録する必要があります。参加団体数というのは、この登録数になります。

【部会長】

リサイクル活動センターのフリーマーケットに出店している団体の数ということですね。

【説明者】

はい。主に、新宿センターでは毎月第1、第3日曜日、西早稲田センターでは毎月第2、第4土曜日に実施しているミニフリーマーケットの登録団体になります。新宿センターは去年の11月から16回開催して、189件の出店がありました。西早稲田センターは、通年で44回開催して、440件の出店がありました。

【委員】

登録していても参加しない団体もありますよね。実際にどの程度の団体が参加したのかは分かれますか。

【説明者】

原則として、登録した団体には出店していただくこととなります。ですから、登録者数が参加した団体数と捉えていただければと思います。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、ごみ減量リサイクル課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、新宿清掃事務所の所管する事業についてヒアリングを行います。

<趣旨説明・委員紹介・説明者紹介>

それでは、経常事業408「ごみの発生抑制に向けた普及啓発」について、新宿清掃事務所長からご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まちづくり基本目標の一つ、IV「持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別目標の一つ、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を実現するための基本施策の一つ、①「資源循環型社会の構築」の下で、ごみの減量や発生抑制を目指し、区民の意識や行動の向上を目的に展開している事業です。

具体的には、様々な啓発パンフレットを作成し、各公共施設窓口等に設置しているほか、年に1回、資源・ごみの分け方、出し方等を掲載しているパンフレットを全戸配布しています。

それから「ごみや資源の行方」というテーマで、その処理経過等について、見学を含めた学習の場として、施設見学会を実施しています。

また、環境学習について幼児期から関心を持ってもらうため、児童・幼児向けに、ごみや資源の出し方や分け方等に関する講座等を実施しています。対象は、保育園、幼稚園及び小学校4年生です。小学校4年生は、カリキュラムに「環境」というテーマがあるためです。分かりやすいよう、クイズ形式や副読本の配布など様々な方法で実施しています。

さらに、長期にわたり日頃からの清掃、リサイクル活動に貢献していただいている個人や事業者の方々について、区がその功労を表彰することにより、区民の意識の醸成を図るため、リサイクル功労者表彰式を行っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いします。

【委員】

小学4年生への環境学習というのは、具体的にはどのようなものなののでしょうか。

【説明者】

新宿区のごみの出し方、資源とはどのようなものか、ごみはどのような経過で処分されているかなどの説明を通し、ごみの減量、資源化やリサイクルの推進等の基本的な考え方を学ぶことのできる講座等を行っています。

【委員】

学校で実施しているのでしょうか。

【説明者】

そうです。

小学校に「こういった形の環境学習をします。」というお知らせをし、学校と日程調整等を

行った上で、講座形式により実施しています。時間数は、学校によって1時間であったり、2時間であったりと違います。内容としては、こちらから提供する資料等を用いた勉強となります。

【部会長】

資源・ごみの分け方・出し方に関するチラシの配布数を現状のまま維持することを、事業の目標・指標として設定していますが、これよりも、保育園、幼稚園、小学校4年生を対象にしている講座の実施回数などの方が、事業の重要度的に良いと思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

そのような見方もできると思います。

なお、講座等については、現在でも半分以上の学校・園で実施しています。

現在の指標については、その地域に合ったチラシであること、外国語版を4種類作成していることなどから、区全体の周知に係るものと考え設定しています。

【委員】

私も、このチラシを冷蔵庫に貼って活用していますので、この指標の重要性は理解できます。一方で、啓発の面から考えると、先ほど部会長がおっしゃったとおり、学校等での取組が非常に重要だと思いますので、その面からの指標の設定も検討してほしいと思います。

【委員】

区内には外国の方がかなり増えていて、今後更に増える傾向にあります。文化の違いなどからなかなかごみの出し方をご理解いただけず、トラブルに発展する場合もあると聞きますので、外国語版の指標については、現在の水準を維持するのではなく、増やす方向の方が良いのではありませんか。

【説明者】

おっしゃるとおり、新宿区の外国人の数は非常に多くなっています。区としても、大久保など特に外国の方が多い地域に集中的に配ったり、その地域の町会、自治会などにも個別にお渡ししたりと、配付方法には工夫をしています。ごみの収集の仕方、分別の方法などは数年ごとに見直しますから、チラシが無駄にならないよう、印刷数は適切に見積もる必要がありますが、必要な数は確保していきたいと思います。

ちなみに、ごみの出し方の指導については、パンフレットのほかに、排出指導を専門とするふれあい指導班というものを設けています。皆様からいただいた様々な情報に対し、現場に行き調査し、不適切な排出をされている方が特定できる場合には直接指導しています。

【委員】

可燃ごみの収集が週に2回ということで、特に今の時期などは、収集日前に生ごみが腐って不快な臭いを発することが各家庭であると思いますが、これへの対応策というのは何かあるのでしょうか。

【説明者】

ごみを減量する方策の一つとして、通気式生ごみ保管排出容器「生ごみカラット」というものがあります。先ほどのごみ減量リサイクル課が、「生ごみ減量大作戦」としてモニターの募

集を行い、生ごみカラットを使って、生ごみの水分の減量効果の測定調査などを行っています。

また、生ごみを堆肥化するコンポスト容器をお配りしています。

週2回の収集については、ごみ減量の意識啓発にもつながっています。繁華街及び準繁華街については、毎日収集をしていましたが、歌舞伎町のような繁華街はともかく、準繁華街は住宅地のそばにありますから、準繁華街とそのすぐ裏にある一般家庭でごみの収集日が違うと、非常にごみの指導がやりにくかったり、一般家庭の方が準繁華街にごみを出しに来てしまったという問題がありました。そのため、準繁華街については、大久保通り及び職安通りについては平成23年度から、高田馬場駅周辺については平成25年度から、新宿通りについては平成26年度から、週2回の収集に統一しています。この効果についても今後検証していきます。

【委員】

見学会はチラシよりも効果は高いと思うのですが、年に1度しか行っていないのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

増やす方法はないのでしょうか。

【説明者】

地域の方や小・中学生を中心に、毎年、参加者が多くなっており、参加された方からもご好評をいただいているので検討したいところなのですが、業務量のキャパシティなどもありますので、現時点では難しいと思います。別に環境学習の機会を設けていることなどから、むしろこちらを広げていければと考えています。

【委員】

教育には現場を見る必要があると思いますので、よろしくお願いします。

【部会長】

ふれあい指導班について、他区でも同じような組織はあるのでしょうか。

【説明者】

現在各区には同様の組織が必ずあります。

人数等は区によって違います。

【部会長】

「協働」について「NPOとの協働により生ごみ減量の手法を区民によるモニタリングで検証しています」とありますが、具体的にはどのようなことをやっているのでしょうか。

【説明者】

これは、先ほどの生ごみカラットに係るモニター調査の事です。調査に当たっては、関係NPOとの協働により行いました。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業408については以上とします。

続いて、経常事業409「一般廃棄物の収集運搬業務」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系については経常事業408と同様です。

一般廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう、作業計画を立てて、必要な車両や人員、機材等の配置を行っています。また、ごみ集積所排出状況の改善のため、排出指導や不法投棄の対策を実施しています。

予算事業409-1「直営車両の維持管理」、予算事業409-2「収集車両の雇上げ」及び予算事業409-3「収集作業の運営」の三つの予算事業から構成されています。

区の清掃車両は、大きく区保有の車両と委託車両の二つに分かれています。「直営車両の維持管理」は、区保有の車両（以下「直営車両」という。）が円滑に稼働できるよう、車両のリース費、燃料費、部品等消耗品費、修繕費、車両保険等に係る経費を計上している事業です。

「収集車両の雇上げ」は、作業計画に基づき算定した必要車両台数のうち、委託車両について、雇い上げる経費を計上しているものです。東京23区清掃協議会で一括して契約しています。

「収集作業の運営」は、ごみの収集運搬作業について、円滑な運営を行うために、収集車両の雇上げ経費を除く必要経費を計上している事業です。主に、夏季及び年末年始の臨時職員の賃金、防鳥ネット、作業用のチラシ、不適正な排出があった場合に貼るシール、リサイクルの対象家電が不法投棄されているときの処理費用、不法投棄の処理委託、粗大ごみの受付や収集運搬委託事業、駐車料金、高速道路代金などが含まれています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いします。

【委員】

不法投棄された粗大ごみというのは、どのように処理されているのでしょうか。

【説明者】

不法投棄については、まずはふれあい指導班が現場調査に行きます。不法投棄であることが確認されると、警告のビラをその品物に貼ります。そして、一定期間置いてもなお状況が改善されなければ、清掃事務所で回収作業を行います。

ただ、集積所にされた不法投棄については清掃事務所の所管になるのですが、集積所ではない公道については、所管はみどり土木部になります。したがって、一定期間ビラを貼った後、みどり土木部又は清掃事務所で回収しています。

数日間置くのは、不法投棄をされたときに即時対応してしまうと、以降定期的に不法投棄をされてしまうおそれがあるため、また、不法投棄であることを注意喚起するためです。実際に、注意喚起の効果なのか、品物がなくなる場合があります。これは、悪質な不法投棄だけでなく、本当に間違えて普通のごみとして出したしまう方もいるためと考えられます。

【委員】

悪質ないたずらでごみ処理券を剥がされた場合などはどのように対応するのでしょうか。

【説明者】

お申込みをいただいた方のご住所、お名前、お品物等は把握していますので、ごみ処理券が貼っていなかった場合には、ご本人に確認を取った上で、ごみ処理券を貼っていただいていたことが確認できれば、そのまま回収します。ちなみに、粗大ごみの回収については全面的に委託していますので、委託事業者が対応しています。

【委員】

粗大ごみをたくさん出す場合に、自分で計算するためにはホームページを見る必要がありますが、いわゆる「情報弱者」といわれる、パソコンができない人は、どのように調べれば良いのでしょうか。

【説明者】

粗大ごみの受付センター又は清掃事務所にお電話等でお問合せいただければ、確認の上でお答えしています。

【委員】

事業目標の設定が困難とのことですが、具体的な数値は設定できなくとも、なんらかの指標は設定できるのではありませんか。

【説明者】

まず、新宿区では「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」という三つの品目を「ごみ」としています。清掃の事業については、ごみ量に見合った車両、人員等を配置しています。ごみの減量をすれば車両は減少します。ですから、指標を設定しても、その指標に対しての評価は困難な状況にあります。

【部会長】

事務局に伺いますが、目標を設定しない場合もあるのでしょうか。

【事務局】

基本的には設定することとしています。ただ、事業の性質上指標の設定が困難な場合には、備考欄に具体的な理由を記載した上で、目標を設定しないことができます。

【委員】

先ほど、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の三つをごみと定義しているとのこと説明がありましたが、これはごみを分別するときのカテゴリーとは違いますよね。

【説明者】

はい。細かく分別することにより資源化を図ることができますが、分別法については自治体により違います。一方で、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」については、原則があります。当然ですが、燃やせないものを燃やすごみに入れるようなことはできません。その原則の中で、どのように分別し、資源化を図っていくか、ごみの減量を考えていくかということについて、各区が方針や細かいルールを定めています。ただ、区によって大きく違うとい

うことはないと思います。

【委員】

可燃ごみの基準が大きく変わりましたよね。

【説明者】

はい。平成20年からです。

【委員】

「燃えるごみ」から「燃やすごみ」になったのでしょうか。

【説明者】

はい。

ほかにも、いわゆる「サーマルリサイクル」の考え方により、容器包装プラスチックを資源ごみとして位置付けるなどの変更がありました。

【委員】

資源ごみのカテゴリーが増えて、すごい量になっていますよね。

【説明者】

そうですね。資源化を図る意味で、できる限り細分化していきたいと考えています。

【委員】

新宿区で回収している資源ごみというのは、現在のところどのような品目なのでしょうか。

【説明者】

項目だけ申し上げますと、資源回収の品目については、古紙（新聞、雑誌、段ボール）、紙パック、瓶と缶、ペットボトル、乾電池、白色トレイ、容器包装プラスチックです。

【部会長】

プラスチックについては、プラマークが付いているものと付いていないものがありますよね。

【説明者】

国内で製造されているものには必ずマークがついています。ですから、明らかにプラスチックなのにマークが付いていないものは外国製品となります。ちなみに、そういったものは燃やすごみになります。

【委員】

プラスチック製品を製造する事業者にはそのように指導を行っているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。生産者及び販売者に対して、事業者の責任をしっかりと果たしてもらうようお願いしています。これは新宿だけでなく、23区区長会などもそういった申出をしています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業409については以上とします。

続いて経常事業414「新宿中継所の管理運営」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系については先の2事業と同様です。

本事業は、新宿中継所の維持管理等を行う事業です。新宿中継所は、新宿、中野、杉並の全域、渋谷、豊島、練馬の一部地域の不燃ごみを受け入れ、圧縮して大型コンテナに積み替え、最終処分場に運び入れるための施設です。収集作業の効率化と運搬車両の削減により、道路渋滞の回避や、CO₂の削減等に貢献をすることができます。

本事業は予算事業414-1「新宿中継所（中継車両の雇上げ）」（以下「中継車の雇上げ」という。）、予算事業414-2「新宿中継所（中継作業の運営）」（以下「中継作業の運営」という。）及び予算事業414-3「新宿中継所（維持管理）」（以下「維持管理」という。）の三つの予算事業で構成されています。

中継所の雇上げは、収集車両の約10台分の不燃ごみを圧縮して積載できる大型コンテナ車を雇い上げて、この経費を計上している事業です。月、火、水は4台、木、金、土では10台、さらに、第5週目のある月には、そこにもう1台を配置しています。

中継作業の運営は、中継所にある、不燃ごみの受入れ、搬出設備であるプラント設備の安全で安定した稼働のために実施する、定期補修工事、摩耗したプラント部品の交換、排水処理の装置、集じん脱臭装置の保守、周辺環境の影響調査などの諸経費を計上している事業です。

維持管理は、不燃ごみを大型コンテナに積み替える施設、建物、設備等の維持管理経費を計上している事業です。空調設備、給排水設備、消防設備、施設内の清掃委託等の経費を計上しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いします。

【委員】

他区のごみを受け入れていることについて、経費はどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

清掃事業については、各清掃工場、新宿の中継所で行っている陸上中継、船舶で輸送している中継所などの施設があります。このような清掃に関わる施設については、23区が共同で使っています。そのため、経費負担については各区が行っているものではなく、財政調整基金の制度の中で処理されています。

【委員】

新宿中継所の見学はできるのでしょうか。

【説明者】

はい、受け付けています。中継所に直接ご連絡ください。平成25年度には100件以上のお申込みがありました。

【委員】

この施設では焼却は行わず、圧縮だけを行っているという理解で良いのでしょうか。

【説明者】

はい。中継所というのは、燃やさないごみをいろいろな車で運び入れて、そのごみを圧縮して、コンテナを作って処理センターに運ぶための施設です。

【委員】

臭いなどへの対策は行っているのでしょうか。

【説明者】

はい。中に脱臭装置などもあります。

【部会長】

この事業の目標は「中継所に係る環境測定調査による環境基準」となっていますが、どのような調査をしているのでしょうか。

【説明者】

薬品等も使用しながら処理をしていますので。また、排水を中和をした上で下水に流したり、投入したときに出るほこりへの対応であったり、騒音への対応であったり、そういうものを総括した環境への調査を行っています。排気口の濃度、排水の水質等についても検査し、基準を保ちながら使用しているということです。

排水については、見学に今度行っていただくと実際にご覧いただけますが、金魚を生育することのできるレベルまで中和したものを流しています。

【部会長】

現在でも基準以下であるものを今後も保つのが目標という理解で良いですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

「雇上げ」というのは初めて聞く言葉なのですが、どのようなことを指しているのでしょうか。

【説明者】

新宿だけでなく他区もそうなのですが、清掃事業については、区のごみ量に伴った車両や作業員を配置しようとしても、足りなくなるところがあります。

そこで、「東京環境保全協会」という一般廃棄物の会社が集まった組合と、23区共通で契約し、必要数を確保しています。それが「雇上げ」です。現在のところ、ごみの収集の清掃車、アームロール車という大きい車などを雇い上げています。

【委員】

維持管理については、指定管理者制度を導入しているのでしょうか。

【説明者】

清掃事業については、東京都からの移管時に設けられた規制があり、指定管理者制度を導入していません。

【委員】

新宿清掃事務所というのはどこにあるのでしょうか。

【説明者】

新宿事務所は、山手線と新目白通りが交差するところの角にあります。

【委員】

四谷にあるのは違うのでしょうか。

【説明者】

あれは新宿東清掃事務所です。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では、新宿清掃事務所へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

どうもありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日のヒアリングは以上で終了となります。

次回も引き続き、経常事業のヒアリングを行います。

では閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>